

中小企業・小規模事業者の皆さまの多様化する資金ニーズに応えるため、極度を設定しスピーディーかつタイムリーな資金調達をバックアップします。

対象となる方

兵庫県内に事業所を有し、今後とも取扱金融機関が支援育成していきたい先で、返済能力があると認められ、次のすべての要件に該当する方（組合は企業組合、協業組合のみが対象）

(法人の場合)

- ①同一事業の業歴が3年以上あり、2期以上の決算を行っていること
- ②申込金融機関との与信取引が6か月以上あること
- ③中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が基準以上であること

(個人の場合)

- ①同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っていること
 - ②申込金融機関との与信取引が6か月以上あること
 - ③次のいずれかに該当すること
 - ア 中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が基準以上であること
 - イ 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を300万円以上計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有していること
 - ウ 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を100万円以上計上し、不動産等物的担保の提供があること
- （申告所得とは申告控除・専従者給与控除後の所得金額（事業所得）をいいます）

資金用途

運転資金および設備資金

保証限度額

2億8,000万円（原則として100万円単位）

（注1）一般の普通保険（2億円）および無担保保険（8,000万円）の範囲内とします。

（注2）既存の当座貸越（貸付専用型）根保証の残高との合計で2億8,000万円以内とします。

保証期間

1年間または2年間（年単位）

返済方法

約定返済または非約定（隨時）返済

貸付利率

金融機関所定利率

担保

原則として、保証金額が5,000万円以内の場合には無担保で取扱うことができます。

保証金額が5,000万円超の場合には当協会に対して担保の提供が必要となります。

連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

保証料率

経営状況に応じて決定（下表参照）

保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有	貸借対照表あり	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%
保証料率	貸借対照表なし					0.98%				

（注）会計処理に関する割引および有担保割引の適用が可能です。詳細はP2をご参照ください。

保証割合

責任共有制度対象

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください（お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください）。